

埼玉工業大学と〇〇〇〇との

教育連携に関する協定書

埼玉工業大学（以下「大学」という。）と〇〇〇〇（以下「高校」という。）は、相互の教育交流を通じ、高校生の視野を広げ、進路に対する意識及び学習意欲を高めるとともに、大学・高校の求める学生像・生徒像及び教育内容への理解を深め、かつ、大学教育・高校教育の活性化を図るため、次の通り協定を締結する。

（趣旨）

- 1 大学と高校は、相互の信頼関係に基づき、相互の教育機能について連携を行う。

（教育連携の事業）

- 2 教育交流に関する事業は、次のとおりとする。
 - （1）高校からの高大連携講座授業等へ受講生受入れ
 - （2）高校からの要望による大学教員の出前授業、大学施設・設備の使用
 - （3）教育についての情報交換及び交流
 - （4）その他、双方が協議し、同意した事項（インターンシップ等含む）
- 3 教育連携の具体的内容については、必要に応じて協議する。

（有効期間）

- 4 本協定は、双方の署名により発効し、令和〇〇年〇〇月〇〇日まで有効とする。ただし、有効期間満了の前月末日までに相手方から協定を更新しない旨の書面による通知があった場合を除き、本協定は1年間更新され、その後も同様とする。

（協議）

- 5 本協定の各条項等の解釈について確認の必要が生じたとき、又は、本協定に定めのない事項については、双方で協議するものとする。

この協定書は2通作成し、両者署名捺印の上、各1通を保有する。

令和〇〇年〇〇月〇〇日
〇〇〇〇

校長

令和〇〇年〇〇月〇〇日
智香寺学園 埼玉工業大学

学長